

令和 7 年度目黒区物価高対応等融資支援金

本事業の内容につきましては今後国や東京都の制度に変更があった場合、変更となる場合がありますのでご了承ください。

1 対象

下記のすべての要件を満たす中小企業者

1. 令和 7 年 4 月 1 日以降、下記 (1) ～ (4) のいずれかの融資の実行を受けていること。
 - (1) 東京都中小企業制度融資「エネルギー・ウクライナ情勢・円安等対応緊急融資（エネルギー・ウクライナ・円安等）」
 - (2) 日本政策金融公庫融資「経営環境変化対応資金（セーフティネット貸付）」（「生活衛生セーフティネット貸付」を含む。）
 - (3) 日本政策金融公庫融資「危機対応後経営安定貸付」
 - (4) 日本政策金融公庫融資「危機対応後経営安定資金（セーフティネット貸付）」（「生活衛生セーフティネット貸付」を含む。）
2. 申請日及び融資実行時点において、区内に住所又は主たる事業所を有すること。なお、法人の場合は区内に登録上の本店所在地を有すること。
3. 信用保証協会、日本政策金融公庫の対象業種に属する事業を営んでいること。
4. 所得税（法人税）、住民税及び事業税を滞納していないこと。
5. 許認可等を必要とする業種の場合、その許認可等を得ていること。
6. 事業の継続・立て直しやそのための取り組みを持続的に実施すること。
7. 現在かつ将来にわたって、暴力団員等に該当せず、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係等を有しないこと及び暴力的な要求行為等を行わないこと。

2 支援金額

各融資制度 20 万円以内（融資金額 100 万円につき 2 万円、1 万円未満切り上げ）

計算方法

融資実行金額 ÷ 100 万円 × 2 万円（1 万円）＝支援金額（1 万円未満切り上げ）

（例）融資実行金額 410 万円の場合

東京都中小企業制度融資・日本政策金融公庫融資：410 万円 ÷ 100 万円 × 2 万円＝8 万 2,000 円

支援金額 9 万円

（裏面に続く）

3 提出書類（提出書類を返却することはできませんのでご注意ください。）

同時に複数の融資について申請する場合は、融資ごとに「令和 7 年度目黒区物価高対応等融資支援金申請書」を提出ください。なお、共通する書類については、各 1 部提出ください。

※証明書を発行する場合、所定の手数料がかかります。

法人・個人事業主 共通

1. 令和 7 年度目黒区物価高対応等融資支援金申請書※
2. 確認書※
3. [東京都中小企業制度融資を利用の場合] 金銭消費貸借契約書の写し
[日本政策金融公庫融資を利用の場合] 借用証書の写し
4. [東京都中小企業制度融資のみ] 次のいずれか 1 点
信用保証決定のお知らせの写し、信用保証書の写し
5. [日本政策金融公庫融資のみ] 融資実行日が確認できる書類（例：通帳の写しなど）
6. 支援金振込希望口座が確認できる通帳等の写し（①表紙、②表紙をめくった見開きページ）
7. その他区長が必要と認める書類

※区公式ウェブサイトからダウンロードできます。下記 QR コード、又は URL からアクセスできます。

法人

1. 履歴事項全部証明書（発行後 3 か月以内）の写し（法務局発行）
2. 法人事業税納税証明書（直近 1 期分）の写し（都税事務所発行）
3. 法人都民税納税証明書（直近 1 期分）の写し（都税事務所発行）

個人事業主

1. 区内に住所または主たる事業所を有することが確認できる書類
（例：住民票の写し、不動産賃貸契約書の写し、営業許可書の写しなど）
2. 個人事業税納税証明書（直近 1 年度分）の写し（都税事務所発行）
非課税の場合、所得税納税証明書（その 1）（直近 1 期分）の写し（税務署発行）
3. 住民税納税証明書（住所が区外の場合、目黒区の家屋敷事務所事業所課税によるもの）の写し
（目黒区税務課発行）

4 申請受付期間

令和 8 年 3 月 31 日（火曜日）（必着）まで

5 申請方法

下記へ郵送または持参してください。

〒153-8573

目黒区上目黒 2-19-15

目黒区産業経済部産業経済・消費生活課経済・融資係

6 お問い合わせ先

目黒区産業経済部産業経済・消費生活課経済・融資係

直通 03-5722-9879（平日：8 時 30 分～17 時 00 分）

区公式ウェブサイト

<https://www.city.meguro.tokyo.jp/sangyoukeizai/shigoto/kigyoushien/r7yushishienkin.html>

